

佐賀県暴力団排除条例の一部改正（案）の内容

※ 本条例案については、今後変更もあり得ます。

1 暴力団事務所の開設・運営に対する規制（拡大）

【暴力団事務所の開設及び運営の禁止】

現行条例では、学校、児童福祉施設、公民館、図書館、博物館、家庭裁判所等の保護対象施設の周囲200メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営（以下「開設等」という。）を禁止していますが、これに加え、児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所を追加し、違反者は、現行条例の規定に基づき罰則（懲役（令和7年6月1日以降については拘禁刑とする。以下同じ。）又は罰金）の対象とします。

また、都市計画法第8条に規定する住居系用途地域（田園住居地域を除く。）を暴力団事務所の開設等禁止区域としていますが、これに加え、同法に規定する住居系用途地域の田園住居地域、商業系用途地域の近隣商業地域、商業地域を暴力団事務所の開設等禁止区域とし、違反者に対する措置として、公安委員会が中止命令を発出できることとし、この命令に違反した者は、罰則（懲役又は罰金）の対象とします。

（詳細は「4 罰則」を参照。）。

2 暴力団排除特別強化地域（新設）

【暴力団排除特別強化地域】

暴力団の排除を徹底することにより、住民及び来訪者にとって一層安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する地域として、佐賀市の区域のうち、県道佐賀停車場線と市道大財町北島線との交差点を起点とし、順次同市道、県道佐賀川副線、一般国道264号、市道松原町大財町線、市道松原川通り線及び県道佐賀停車場線で囲まれた区域を暴力団排除特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）と定め、特別強化地域内における下記行為を禁止します（詳細は「別図」を参照。）。

【特定営業者の禁止行為】

特別強化地域において、特定営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等をいう。以下同じ。）を行う者（以下「特定営業者」という。）が、暴力団員又は暴力団員が指定した者に用心棒料・みかじめ料などの利益を供与することを禁止し、違反者は、罰則（懲役又は罰金）の対象とします。（詳細は「別表」及び「4 罰則」を参照。）。

【暴力団員の禁止行為】

暴力団員が特別強化地域における特定営業の営業に関して特定営業者に対し、用心棒の役務を提供し、又は自らが指定した者に用心棒の役務の提供をさせることや特定営業者から用心棒料・みかじめ料などの利益の供与を受けることを禁止し、違反者は、罰則（懲役又は罰金）の対象とします（詳細は「4 罰則」を参照。）。

3 他人の名義利用に対する規制（新設）

【暴力団に対し、自己又は他人の名義を利用させることの禁止】

何人も暴力団員が暴力団員である事実を隠蔽するための名義利用であることを知った上で、暴力団員に対し、自己又は他人の名義を利用させることを禁止します。

【暴力団員が他人の名義を利用することの禁止】

暴力団員が、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で他人の名義を利用することを禁止します。

上記違反行為が疑われる場合には、違反者に対しては勧告・公表の措置を講じることができることとします。

4 罰則

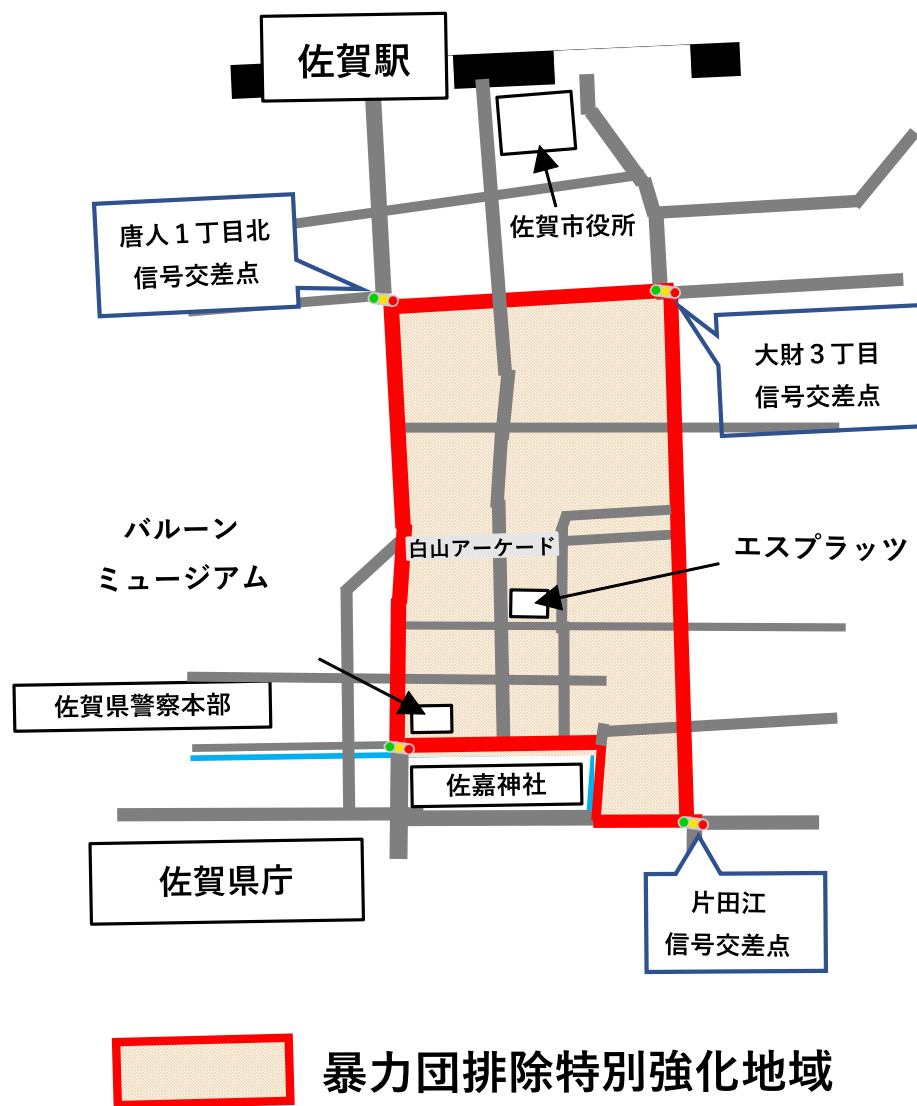
【罰則】（対象行為の拡大）

保護対象施設範囲内における暴力団事務所の開設等の禁止、特別強化地域内における特定営業者及び暴力団員の禁止行為、用途地域内における暴力団事務所の開設等に対する中止命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すことができることとします。

【自首減免規定】（新設）

特別強化地域内における特定営業者の禁止行為については、事業者からの自主的な申告があった場合は刑を減免することができることとします。

別 図



別 表

特定営業

営業の種類	法令の種類	業務形態
風俗営業	風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。） 第2条第1項	キャバクラ、パチンコ店、ゲームセンター等
性風俗関連特殊営業	風営適正化法第2条第5項	ソープランド、ファッションヘルス、ラブホテル等
特定遊興飲食店営業	風営適正化法第2条第11項	ナイトクラブ、ダンスホール等
接客業務受託営業	風営適正化法第2条第13条	コンパニオン派遣業
飲食店営業	食品衛生法第55条第1項	居酒屋、レストラン、寿司屋等
風俗案内業		風俗案内所
風俗情報業		風俗情報誌等の発行やインターネットで風俗情報を閲覧させる事業者
客引き、スカウト業		客引き、スカウト